

松山家庭裁判所委員会議事概要（第20回）

1 日時

平成25年7月9日（火）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

宇都宮眞由美，大谷吉史，大野アケミ，越智眞次，小野啓子，加藤良一，坂田千絵，塩崎桂，水野良樹，山口和子（五十音順，敬称略）

（2）事務担当者

山本首席家庭裁判所調査官，藪内首席書記官，堀邊事務局次長，玉井総務課長

4 議事（委員長，委員，事務担当者）

（1）松山家庭裁判所長挨拶

（2）新任委員の自己紹介

（3）裁判所を利用した人へのアンケート実施結果について

では，裁判所を利用した人に対するアンケートについて，事務局次長から説明してください。

アンケート結果について御報告します。

裁判所の利用者に御協力をいただいているアンケート結果について，ご説明します。

このアンケートは，平成17年の家裁委員会で御指摘を受けて以降，続けているものです。用紙は1階から4階までの各階に，記載用の台と共に設置してあります。

なお，本年7月1日からは，改訂版の方のアンケート用紙を使用しています。これについては，後ほどご説明いたします。

次に、机上に配布しましたアンケート結果を御覧ください。

今回は、平成25年2月1日から平成25年6月28日までに投函のあった21枚のアンケート用紙についてまとめてあります。

平成20年以降、家裁委員会が開催される半年おきの間に、通常は10数枚、多い時で23枚、少ない時で4枚のアンケート投函がありました。前回の委員会で、アンケート用紙の回収枚数が少ないのではないかというご指摘もありましたので、アンケート用紙を記載する板の数を増やしたり、待合室内のより目立つ位置にアンケート用紙の置き場所を変更するなど、細かな工夫を行った結果、今回は回収枚数が増えました。今後も、より多くの当事者の方の声が寄せられるよう、工夫を重ねて参りたいと思います。

「A 場所のわかりやすさ」をご覧ください。

ご意見の数は、「案内窓口があるので分かりやすい」が7名、「普通だった」が10名ですが、一方、2名の方が「分かりにくかった」、1名の方が「案内図はもっと大きい方がよい」と回答されています。

うち、4番の方は、「1Fの窓口近くに人がもう少し居た方がいい。朝、来た時奥に人がいたのに声をかけても聞こえなく、人が来るまで時間がかかったから。」とのご指摘でした。職員に対しては、来庁された方を待たせることの無いよう、また迷っている方を見かけたら積極的に声をかけるよう、日ごろから伝えているところではありますが、なお徹底させるべく指導を繰り返していく予定です。

21番の方は、「調停室から控え室に戻るとき通路に表示があればいい」とのご指摘です。控え室に戻る道がわかりにくかったという趣旨かと思われます。控え室に戻る際には、職員や調停委員の方でご案内をさせていただいていますが、それが十分ではない場合があったことの現れとも言えるかと思われます。今後、さらに十分に案内を尽くすよう努力すると共に、庁舎の案内についても、よりわかりやすい表示ができないか、表示の数を増やすことが可

能かは検討して参りたいと思います。

ちなみに、控室の話ではありませんが、当庁では調停室として3階に第1～2調停室、4階に第3～6調停室があり、その番号順もバラバラだったことから迷いやすい配置になっていたため、この9月から、3階は301～302号調停室、4階は401～404号調停室と名称を変更し、西から順に番号順も整えるなどの改善を行う予定です。

また、「案内図はもっと大きい方がよい」とのご意見に対しては、改善が可能か検討をしたいと思います。

14番の方は、「施設全般で不便に思われた箇所」の欄に「テレビがアンテナ不足で点かない」と記載されており、裁判所への要望・意見欄にも「待合室のテレビ不良」と記載されています。待合室内のテレビは、通常のテレビ番組を映すことは予定しておらず、家事事件に関する各種説明ビデオを放映するために設置しているものです。そのため、アンテナ不足やテレビの故障ではなく、この点をご容赦いただきたいと考えています。

次に、「B 職員の対応」をご覧ください。

おおむね、普通から丁寧だったとの回答で、満足していただけているようですが、6番の方からは「無愛想（特に男性職員）」との回答がありました。また、8番の方は、調停委員に対し、「もっと質問したかったが、気が引けて聞けなかった」に を付けておられ、「もう来たくないと思った」の項目の理由に「もっとこちらの意見を聞いてほしかった」との記載がありました。11番の方からも、調停委員に対し、「しかられているように感じた」の項目に がありました。

職員の応接態度の向上については、日頃から意識喚起を図っているところですが、今回のアンケート回答についても部内の回覧に回し、さらに向上を図るよう情報共有をしたところです。

また、調停委員に対する不満の声についても、調停委員の研修等を通じて

内容を伝え、今後の調停運営上の参考にする予定です。

次に、「C 職員が説明した内容」をご覧ください。

これも概ね、普通から丁寧だったとの回答をいただいておりますが、4番、8番、11番の方は、いずれも調停委員に対して、「他方に味方をしているように感じた」に を、さらに11番の方は「早口で聞き取りにくかった」にも を付けておられ、裁判所への要望・意見欄にも「一方的に進められている感じがして、少し辛いです。」と記載されています。

調停はその性質上、自分の主張が100%通ることは希で、お互いに譲り合っていただくことが必要となります。そのため、どうしても「他方に味方をしているように感じた」等の感想を持つ当事者の方もいらっしゃいます。ある意味やむを得ない面もあるのですが、一方、譲っていただく場合の説明の在り方や、少しでも納得性を高めていただくための方策については、さらに工夫ができないか検討を続けていく必要はあります。こうした点も、先ほどと同様に研修等を通じて各調停委員に内容を伝え、今後の調停運営上の参考にする予定です。

そして、「D 裁判所への要望、意見」には、14名の方が記載しておられます。

1番の方は、自転車置き場を広くしてほしいとのご意見ですが、今まで度々アンケートで同様の意見が寄せられています。前回の家裁委員会でお約束しましたとおり、まずは駐輪台数などの実情を調べました結果、かなりの日がほぼ満杯状況にあることが確認できました。そのため、自転車やバイク通勤をしている職員に整理整頓を呼び掛け、1台でも多く自転車置き場に置けるように配慮するよう呼びかける、放置自転車と思われる自転車については必要な手続を取って撤去する、ことを進める一方、自転車置き場のうち屋根の無い部分への駐輪が少ない実情もありましたので、そこへの駐輪を増やす方策がないか検討しています。そうした対策の効果を見ながら、それ

でもなお混雑するようであれば、予算上の制約等がありますが、さらに次の対策を考えていきたいと思えます。

2番の方は、「建物内が暗い」とのご指摘です。具体的な場所が記載されていませんが、当庁では節電対策を行っておりますので、その影響もあって暗く感じられたのかもしれませんが。必要な節電対策は今後も続けていく必要がありますが、行き過ぎた節電箇所が生じていないか、点検は行っていきたいと思えます。

4番の方は、調停委員に対して、「早く終わらそうとする感じがあり、もう少しお互いの話を聞く事をしてほしいです。待ち時間が長い。(中略)すぐ部屋を出たのに相手がエレベーターに乗ってきた。」等のご不満を述べておられます。先ほどと同様に、研修等を通じて各調停委員に内容を伝え、今後の調停運営上の参考にする予定です。

「えんぴつ(アンケート)もけずってほしい」とのご指摘については、今後ために点検を行い、気をつけて参りたいと思えます。

6番の方は、「コンセントの電気くらい使わせてください。電気代はしれています。」との記載です。携帯電話の充電などの私用のためにコンセントを使いたいとのご要望はあるかと思えますが、言うまでもなく裁判所は国の施設であり、電気代も国民の税金から支出される以上、金額の多少に関わらず、私用のための電気使用を認めることはできません。今後も同様のご希望があった際には、趣旨をご理解いただけるよう丁寧にご説明を行っていききたいと思えます。

10番の方は、「すごく前の相談に来ていた人に待たされた。もっと時間内で手続きしてほしいです。」と記載されています。13番の方も、相談の目的のためおいでになった際、「待ち時間が長い」との感想を持たれています。家事手続案内に来られた際には、なるべくお待たせしないよう努力はしておりますが、前の方の相談や手続の内容によってはどうしても待ち時間が

生じることがあります。迅速処理を基本とはしますが、やむを得ず次の方にかなりの待ち時間が生じそうな場合には、その旨一言お断りするなど工夫をしながら、少しでもご不満が高まらないよう努力をしていきたいと思ひます。

14番の方は、調停について、「何度も同じ説明ばかりせんといけんで、いらいらした。腹立った。声が荒々しくなつた。上記のようなことは、せんといけんは分かるが、爆発しそうになつた。」と記載されています。紛争の実態等を正確に把握するために必要であれば、何度か慎重に確認させていただくことはあり得ると思ひます。その辺りが、「せんといけんは分かるが」というお言葉にもつながっているのだらうと思ひます。一方、話をする側の気持ちにも配慮した聴き方をする必要があるという点からは、今後いろいろと工夫をする余地もあらうかと思ひます。このご意見についても、研修等を通じて各調停委員に内容を伝え、今後の調停運営上の参考にする予定です。

16番の方の記載は、「一般生活でこういう時にはこれ～などの発信があれば、いざという時に助かります。」とのこと。裁判所も、広報活動やホームページ等で必要な情報を発信するよう心掛けておりますが、今後共に、情報発信の在り方については検討して参りたいと思ひます。

19番の方は、家事手続案内に來られた際に、「形式的な部分のみの説明が多かつたのは残念でした。職員が説明した内容が、ていねいではあつたが、わかりにくかつた。」との感想を持たれたよう。このご意見についても、職員に回覧等で周知し、今後の相談業務の向上に役立てて参りたいと思ひます。

以上で、アンケート結果説明を終わりますが、前回のアンケート結果を踏まえたその後の取組について、ご報告を申し上げたいと思ひます。

アンケート枚数を増やすよう工夫をすること、及び自転車置き場の整理については、すでにご説明を申し上げました。

「調停の受付のスペースが狭く、隣にまる聞こえである。場所も狭いので

何とかありませんか。」とのご意見がありました。本年3月に庁舎内の部屋割りやレイアウトの変更を行い、当事者の受付スペースの拡大を行いました。その結果、以前よりは隣の方との距離は開き、秘密保持の効果は高まったと思われま。

また、アンケート用紙の「調停のため」「家事審判のため」の違いが分からない等のご指摘がありました。そのため、より分かりやすくした改訂版を作成し、7月1日からこのアンケート用紙を使用しております。皆様の机上には、今回のアンケート結果の元となった旧版の用紙と、7月から使用している改訂版の用紙の両方を、配布させていただいております。次回委員会からは、改訂版の回答項目に沿ったご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上で、アンケート結果説明を終わります。

今の説明に関しまして、何かご質問やご意見はありますでしょうか。

委員からの質問、意見特になし。

(4) 家庭裁判所委員から見た家庭裁判所

家庭裁判所委員から見た家庭裁判所というテーマで、小野委員、山口委員からそれぞれ基調発表があります。

「家庭裁判所委員から見た家庭裁判所 ～ 普段の生活の中では馴染みのない場所～ 『乳幼児検診の相談後フォロー事業』との関連から」と題し基調発表を行った。

「家庭裁判所委員から見た家庭裁判所 グローバル化社会における家庭裁判所のあり方」と題し発表を行った。

それでは、お二人の発表について、感想や質問、御意見をお願いしたいと思います。

普段比較的馴染みの薄い分野について、非常に有意義で刺激のある発表でした。特に山口委員のご指摘がありますが、法曹界全体としても、東京や大阪の

一部の渉外事務所を除いて、おそらく国際化が遅れているのではないかと思いますので、検察庁を含めて重要な課題だと考えています。

小野委員にお伺いしたい点があります。発達が遅く育った子どもや、発達に偏りのある子どもに、育児支援としてお母さんに声をかけられて、子どもとお母さんは一つ一つ成長していくのだけれども、お父さんや、あるいはお父さん側の祖父母が、子どもの遅れを受け入れられない、あるいは子どもと母親の成長についていけないということで、みんな子どもに愛情は持っているはずなのに、家族が壊れてしまって、離婚訴訟や夫婦関係調整調停などの手続を利用される場合がよくあります。そこで、母親以外の方への働きかけをどのようにしているのか教えていただけたらと思います。

私が担当したケースでも、夫婦の意見が違って、離婚されたこともありました。お父さんが子どもの状態を正しく理解されていない、その上お母さんの大変さを理解してないとなるとすれ違いが生じます。そこで、にこにこ教室にお父さんも一緒に参加してもらおうように働き掛けをしています。

お父さんも一緒に遊びに来てもらって、そこで一度関わってしまうと、関わったということで、気になってしまうものです。声をかければ、平日の午前中でも意外にお父さんが来てくれます。おじいちゃんやおばあちゃんも来てくれます。1回でも2回でも来てもらって、子どもと一緒に体を使う遊びをしてもらって、子どもが声をあげて喜んで、それをかわいいと感じることや、自閉傾向があって関係が持てない場合に、お母さんが働き掛けてもずっと別のことをしていて、他の子どもたちの輪に入れなくてお母さんがどんなに辛い思いをしているかということが、現場にいることでお父さんにも分かります。

しかしそれも万能ではなくて、お父さんには理解することができなかつたり、子どもの小さな成長を待ちきれなくて、にこにこ教室をやめてしまう人もいます。

両親や祖父母以外に、医師とか他の関係部署との連携はされているのでしょうか。

先ほど紹介した子育て連絡会では、保健センターと幼稚園、保育園、小学校が連携しています。困難なケースとしては、子どもの発達の面だけではなくて、親に支援が必要な場合です。それは経済的な面であったり、理解をしにくいといった知的な面であったりしますが、そういう困難ケースについては、一番長く関わっている人が立ち上げて、ケース検討会を行ったりしています。

小野委員の話では母親への、家庭裁判所であれば問題があつて相談に来る人々への、それぞれの対応で、言葉の大切さ、接触の仕方の大切さということをあらためて理解をいたしました。翻って自分たちの仕事でも同じ事が言えます。新しく商売始めたいがどこから手をつけていいのかわからないとか、資金繰りがうまくいかないがどこで借りたらいいのかわからないとか、様々な商取引上での問題対応について相談を受けることが私どもの仕事の中心となりますが、言葉とか接触の仕方とか、相手の立場に立って考えるということをあらためて考えました。ありがとうございました。

ハーグ条約の関係で、国際化の問題が出てくるのではないかと話でしたが、自分の職場でも滅多にはないのですが、例えば父親が日本人で、母親がフィリピンから来た方で、子どもを置いたまま母親が帰ってしまったという相談があつたりすることが頭に浮かびました。ハーグ条約では、国際結婚をして、相手の国へ行っていて、夫からのDVが原因で、子どもを連れて逃げてきたということが想定されるのですが、母へのDVが子の返還を拒否できる事由にあたらなくなっています。日本における心理的な児童虐待の定義では母親に対する父親のDVや、言葉の暴力の場面を見せることも含まれると考えるのですが、最終的には家庭裁判所の判断になるのでしょうかけれども、そのあたりを理由にして子どもを返還しないという理屈が立てられな

いのかと考えました。

返還を拒否する事由にはあたらないとされているということなので、日本での判断でも、一応母親へのDVも考えたうえでの問題だと思うのですが、ただその場合でも、原則それまで住んでいた国に戻したうえで判断してくださいというのが元々の条約の趣旨にあるのかなと思います。

別居しているものの共同親権なので、監護者を決める必要がありますが、子どもを戻した後に、日本にいる親を監護者に決めて、もう一度連れ帰るという手だてはないのでしょうか。アメリカ国内でも、母親がDVで子どもを連れて帰って戻した場合でも、監護者の適格性の判断は別だということで、連れ去りは違法だけど、一旦戻したうえで、正式に監護者の指定を受けて連れて帰ればよいのではないかとということが、ハーグ条約締結の際に議論になっていたと思います。また、時間をかけて1年経ってしまったらどうなるのかとか様々な議論があったのに、決まるときには、これまでの議論が何だったんだろうかという感じで、すんなり決まっていまい、最終的な実務がどうなっているかフォローできていないので、その辺の情報がありましたら、また今度教えていただけたらと思います。

私も昨年1年間日弁連にいて、ハーグ条約が締結されたら、それに対応できる環境作りをしなければならぬと、日弁連、最高裁、法務省、外務省と法テラスの5者で、5者間というのはありませんでしたが、3者間や4者間で協議をやっていた記憶があります。ハーグ条約では、子どもを一旦これまで子どもが生活していた元の国に戻しましょうということであって、最終的なことはその国の裁判所で決めることになります。その国の法律によりますが、理屈としては、また日本に連れて帰れるということはあるのだろうと思います。

そこで日弁連としても、ハーグ条約に対応できる弁護士のリストを作るということをしておりました。日常会話程度の外国語ができるということでは

だめで、東京、大阪が管轄ではありますが、どのくらいの人数がリストに上がってくるのか、今ではもうできあがっていると思いますが、懸念のあったところです。面会交流については地方の家裁でも管轄がありますので、松山の弁護士会でも、気になった覚えがあります。

それから国際化の話でしたが、離婚の話で、昔の日本の男性はそこまで子どもを引き取りたいという話がなかったように思うのですが、最近の父親は子どもに関わりたいと考える方が昔に比べると多くて、それも家のためとかではなくて、そのあたりの意識の変化を感じるところです。個々に国際化は進んでいて、法律が国際化した現状の後追いをしている気がしています。

難しいテーマでしたが、勉強になりました。私自身家裁へ来ることはないと思っていたので、一歩というのがなかなか踏み出せなかったのですが、委員になって2年ということで、今日は抵抗なく5階に上がってくるのができたように感じています。新聞やニュースを見ても家裁に関係するものについては、これまで見過ごしていたようなことも、じっくりと目を通す機会が増え、知識を得ることができました。私自身3年ほど前から2回ほど身近で相続のことがありまして、書類を揃えるなど、手続自体はやっかいだったのですが、もめることもなく、家裁へ相談に来ることもなくてほっとしています。有意義な話をありがとうございました。

年が経てば自然に基本的な生活習慣が身につくについて、例えば着替えが自分でできるようになると思っている親がいるのではないかと、小野委員の話を聞きながら、何となく思っています。0歳児から子どもを預けて、ほとんど自分が子育てに関わらないままで子どもが中学生にまでなってしまったという人もいます。親御さん自体が、子どもと関わってなかったのが、子どもと関わるのに間が持たないという話もあって、昔の父親と子どもとの間ではいっぱいあったことだと思うのですが、母親の中にも子育てに関わってなかったらこんなこともあるんだなと思いました。

去年，学習指導要領がかわって，コミュニケーション能力の育成，表現力の育成ということが前面に出てきています。団塊の世代のころ，昭和38年ころの生徒数を調べると，3年17組とかあります。教室の広さは今と同じなのに50人学級でしたが，当時はコミュニケーション能力とかは言われませんでした。けんかしながらでもそれなりにそれぞれ自分を主張する方法論を学んでいたのではないかなと思います。その後生徒数は減り，現在は当時の3分の1以下になりました。しかも今は1学年200人超えたら35人学級となるので，教室に余裕もあり，50人学級の時と比べると，かなり先生が関わっているのに，それでも問題がある。それはどうしてかと考えるのですが，そう育てる教育環境にあれば，そうなるのだろうなど，小野委員の話聞きながら思っています。子どもの中には一人っ子も結構います。極端に言うと，わがママを全部通せる世界で生きている子もありますが，一方で4，5人のきょうだいの子もいます。全体のことを考えて言っているのと，自分の事ばかり考えて言っているのは，話を聞いていると明らかに違っています。少子化というのはどっちを向いてもよいことはないのだと考えるこのごろです。

小野委員からは，丁寧に時間をかけてかかわっていく大切さを，あらためて教わりました。家庭裁判所においては，発達障害や虐待，あるいは学校生活で落ちこぼれてしまったということで事件を起こしてくる少年もいるわけですが，大事なものは人との関わり，社会との関わりだと思っています。当庁でも，万引き被害を考える会やお堀の清掃活動，老人施設でのボランティア活動等を最終処分の前に体験させたりして，少年が少しでも社会と関わる機会を設けています。

家事事件でも，それぞれ育った環境が違うということを念頭に置いて，その人の根を理解するようにしています。ただ家庭裁判所は，ずっと話を聞いていくわけにもいきませんので，その限界も考えながら，丁寧に関わってい

く必要があると思っています。

また山口委員の話を聞きながら，以前勤めていた庁は外国人労働者が多い地域でしたが，なかなか通訳を介してコミュニケーションをとるのが難しいと感じました。家族観や宗教観が，我々日本人とは違うので，単なる話が出来ただけではなく，その国を理解していく必要があるということで，これからまた勉強していかななくてはと思っているところです。

調停においても，ずっと時間かけてというのは難しい状況もあると思います。待たされるという批判もあるでしょうし，大人の問題解決ですし，長い期間をかけて成長を見守るといのは難しいと思っています。しかし，不安が怒りにかわるといことは，調停の場面でも，手続案内や窓口での対応など色々な場面で，常日頃肌身に感じています。「普通」という言葉は，意識しなければつい口にする単語なので，注意しないといけないなと思いました。

それから外国語のことについても，これまで手続を利用された方は，比較的長く日本にいて，ある程度日本語が理解できる人ばかりだったので，手続を進めることができましたが，これからの課題だと感じています。私も以前に勤務していた庁で台湾の方と話をしたのですが，そもそも法律のシステムが違っていて，お互い自国の法律で考えるので，話をしてもかみ合わないということがありました。長い目で見ると大きな課題になると思います。

子どもの発育については，自分ではよく分からないこともあるので，第三者が指摘することも，辛いことかも知れませんが，必要かなと思います。ただ，お父さんの参加者が増えているとはいっても，やはりお母さんが中心だと思うので，働いているお母さんが参加しやすいようになればいいなと思います。

現在は，お父さんや，祖父母が連れてくるが多くなってきているので，以前とは変わってきているようには思います。

山口委員の説明の中で，子どもの利益に疑問というところがありました。

子どもの意見は聞いてもらえるのかなと、その点が気になりました。

子どもの意思に反しないかという要件が例外規定の中にあるので、子どもの意思を聞かないということはないと思います。今年の1月から施行された家事事件手続法の65条に子の意思の把握というのが入りましたが、子の意思の把握についても、年齢要件を入れるかどうかということが非常に議論になりました。そこで、ハーグ条約の趣旨も参考にして、年齢要件を外したことが特徴的でした。おそらく審理の中で、子どもの意向を確認しないという手続にはならないと思います。

当然子どもの意思は確認すると思います。子どもの意思どおりになるかどうかは別ですが、調査は行うと思います。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の88条には、子の意思の把握に努めるようになっていきます。裁判官が審問するのか、調査官を活用して意思を把握するのか、手法としては分かりませんが、言語的に表出された意思とか、非言語的、あるいは心情とかを調査したうえで、どんな結論にするかという手続かなと思っています。

小野委員の発表で、丁寧に育てるとか丁寧に聞くということは、家庭裁判所にとって、手続的にも実体的にも一つ一つの事件を丁寧に行っていくということで、コンパクトでいい言葉だと強く印象付けられました。

山口委員に質問があるのですが、グローバリゼーションだから当然だという議論があるのは分かるのですが、古来からの日本の家族観があるわけで、それに対して裁判官が当事者を説得するのに、国際化だからとか、共同親権になるのだから今までの考えではだめなんだと言っても、当事者に染みするような説明ができません。宗教的な背景が違ったりする場合などのものの考え方が根本的に違うような場合に、大学ではどのように学生に教えられているのでしょうか。

法制度が違うので、法制度での解決はできないというのが原則ではないかと

思います。国際取引とかですと、仲裁とか、別の第三者の機関に任せてしまいます。国際的な問題については、国とかとは違う、そういう第三者的なところに判断してもらおうということが、将来的にはいいのかなという気がします。

家庭裁判所が第三者的立場ということになるのでしょうか。

家庭裁判所では今の法律の枠組みになってしまうので、難しいのではないのでしょうか。裁判外で解決せざるを得ないので、そちらを充実させていくべきではないかという気がしています。

(6) 次回期日について

平成26年2月3日(月)午後1時30分

(7) 次回テーマについて

次回のテーマについて何か御意見がございますか。特に御意見がないようでしたら、今回は「調停事件における子の福祉の充実のために家庭裁判所が果たすべき役割」というテーマで行うことにし、家庭裁判所の方から報告を行い、それに関して協議を行いたいと思います。

以 上